## 適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成30年６月29日

金融庁長官　森　　信親

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　オズファースト　コンプライアンス　パートナーズ　リミテッド

変更後の所在地　オーストラリア連邦　クイーンズランド州　ウエストエンド　クリルパストリート48　リバーフロント　Ｓｅ16

２　名称・所在地の変更のあった者

⑴　変更前の名称　株式会社ＤＭＭ．ｃｏｍ

変更後の名称　合同会社ＤＭＭ．ｃｏｍ

変更後の所在地　東京都港区六本木三丁目２番１号

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月29日

北海道開発局長　和泉　晶裕

１　処分をした年月日　平成30年５月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日弘ヒーティング　高橋　伸英　北海道札幌市東区北24条東15丁目４番20号　国土交通大臣許可（般―28）第24953号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成30年４月25日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月29日

北海道開発局長　和泉　晶裕

１　処分をした年月日　平成30年５月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社つうけんアクティブ　増田　修一　北海道札幌市中央区南20条西10丁目３番５号　国土交通大臣許可（般―29）第25373号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成30年４月６日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月29日

北陸地方整備局長　小俣　　篤

１　処分をした年月日　平成30年６月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松村物産株式会社　松村　俊一　石川県金沢市広岡二丁目１番27号　国土交通大臣許可（般―29）第11349号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成30年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月29日

北陸地方整備局長　小俣　　篤

１　処分をした年月日　平成30年６月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　辻建設株式会社　辻　明信　富山県富山市内幸町６番１号　国土交通大臣許可（般―29）第1222号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成30年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

## 基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年６月29日

国土交通大臣　石井　啓一

| 種類 | 縮尺 | 実施時期 | 地域 所属番号 | 地域 図名 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地形図 | 2万5千分1 | 平成30年 | 札幌 | 5―3 弁華別 | 調製・多色・柾判 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5―4 石狩当別 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 室蘭 | 16―4 相沼 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 函館 | 10―1 桂岳 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 10―3 瓜谷山 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 久遠 | 4―1 熊石 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 盛岡 | 14―4 小岩井農場 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一関 | 5―3 遠野 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 青森 | 12―3 森田 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 福島 | 9―2 中茂庭 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 10―1 福島北部 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 10―3 板谷 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 白河 | 4―3 大津 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 13―2 上小屋 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 水戸 | 13―4 祖母井 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 東京 | 5―2 浦和 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6―1 赤羽 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 甲府 | 9―1 八ヶ岳東部 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 9―3 八ヶ岳西部 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 10―4 鳳凰山 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 14―2 仙丈ヶ岳 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 高山 | 6―2 槍ヶ岳 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 豊橋 | 2―4 中部 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 15―2 幸田 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 岐阜 | 8―4 大垣 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 12―1 美束 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 伊勢 | 10―1 横野 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 10―3 宮前 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 鳥取 | 11―4 浦富 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 12―2 若桜 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 姫路 | 5―3 戸倉峠 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 11―4 上郡 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 13―1 智頭 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 岡山及丸亀 | 6―2 讃岐広島 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6―3 寄島 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6―4 白石島 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 広島 | 9―1 琴谷 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 9―3 加計 | 〃　〃　〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 13―2 戸河内 | 〃　〃　〃 |

備考　地図の刊行日　平成30年７月１日